

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和3年1月4日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

都の新型コロナウイルス感染症対策について

3 審議会の意見等

都の新型コロナウイルス感染症対策について適当と考える。

(猪口会長)

感染確率の高い業態に注目した今回の対策は適と考える。

基本的な考え方の人流を抑えるのは重要と思われる。

外出等の自粛要請では、特に守っていただきたいのは10代から40代までの若年層で、高齢者は外出をしないことによってフレイル等の進行が危ぶまれる。デイケアなどは十分な感染症防御態勢をとって受け入れした方がいいと思われる。

営業時間の短縮要請に関しては、全飲食店がしっかり自粛をしてほしい。自粛をしたところが損をみることはないようご配慮をお願いしたい。終電の繰り上げは、飲食店の時短営業を応援するものとして有効と思われる。

学校等に関しては、合宿所のクラスター、クラブ内飲み会などによるクラスター発生は防止する必要があるが、学生の心身の発達を妨げないようにするため、授業や一般的なクラブ活動そのものでは感染諸対策をしっかりとやれば自粛の必要はないように考える。ただし飛沫感染の可能性の高いクラブ活動に関しては、例えばコーラスや演劇などでは集合して行うことは無理でも、ウェブで行うなど工夫をしていけば認めてもいいのではないかと思われる。汗をかきながら接触があるスポーツに関しては競技団体のマニュアルなどを尊重するなどの方法を考える。学生自身の自己判断で活動を可とするのではなく学校や専門家の承認を得るようになるなど、第三者の目で評価できるようになればいいと思う。

(太田委員)

昨年11月28日からの営業時短要請にも関わらず、新規感染者数の増勢が衰える兆しは未だうかがえない。人の移動（モビリティ）についても、神社等への参拝が減少した一方で、繁華街の人出はむしろ増加するなど、十分な人流抑制効果が得られたとは言い難い状況にある。

こうした状況下、感染拡大の抑制をはかるためにはより踏み込んだ措置が必要であり、その点において今回の営業時間短縮要請の強化ならびに飲食店の対象拡大は適切な対応と考える。

なお、1月末までのおよそ3週間が想定されているが、その実効性（事業者の協力度合い）に加え、①今回の措置が春先の緊急事態宣言時と比べて制限内容が限定的であること（もちろんすべてやればよいという話ではないが、人流抑制効果は限られる）、また②市中感染が相当程度進んでしまっていることなどに鑑みると、感染抑止には相応の時間が必要とみておいた方がよい。

特措法改正の動向も踏まえながら、さらなる長期化ならびにもう一段の規制強化を念頭に準備を進めておく必要があるように思う。

(大曲委員)

今回の感染拡大の原因は、会食が原因による家庭外での感染が主たるものであり、その結果として家庭内での感染も増えた。行われてきた対策は、経済と感染対策の両立の観点からは、会食のリスクを提示しこれを避けて頂くためのリスクコミュニケーションが中心であった。しかし、残念ながらこれに対する社会の反応は鈍いと言わざるを得ない。年末にかけての患者数の急増により医療は新型コロナウイルス感染症診療の余波で通常医療が圧迫される事態を迎えてしまった。感染拡大の勢いは急峻である。ここは、今回提示された包括的な対策により、一刻も早く感染拡大を止めることが必要と考える。もう時間はない。

押さえ込みの程度が中途半端なまま対策が緩められると、また一気に以前と同等かそれよりも悪い状況に短期間で戻ってしまう。そして、感染が高いピークを迎えてしまえば、それを押さえ込むまでに長期間を要する。よって、今回の対策で、都の感染状況を一度徹底的に押さえ込む必要があると考える。対策の期間は第一波の時よりも長くなるかもしれない。事業者への経済的支援を含めた、都民への多方面での支援を是非ご検討いただきたい。また、徹底的に押さえ込んだ後には、次の感染の発生を早期に把握し地域を区切った対策や接触者を中心とした広範な検査等を機動的に行うなど、新規感染者数を低い数に押さえ込みかつそれを定常状態とするための体制の構築を希望する。

(紙子委員)

議題の対策について、人流抑制のためにこれらの対策を実施することは、現在の非常に厳しい感染拡大状況、医療提供体制の危機的状況に鑑み、適切である。事前告知の上、可及的早期の実施が適切と考える。

住民への呼びかけについては、「お家でも、いつも一緒にいる人（ないし同居家族）以外との会食は控えてください」を加えてはどうか。

次の段階として、オフィス系以外の事業者（百貨店、遊興施設、運動施設等）に対し、20時までの時短営業協力を要請してはどうか。（食料品、医薬品等、生活必需品の販売店舗を除く。）

今回の対策に加え、暮らしに困窮する方等への対策も引き続きお願いしたい。国・自治体・法テラス・弁護士会等の窓口相談をいただくことで一助になりえる。飲食店で働く非正規労働者や勤労学生、外国籍住民、ひとり親家庭など雇用・生活が不安定な方がおられるので、社協の貸付等を円滑に受けられるのが望ましいと考える。

個人事業主など個人の債務者の方に対する「自然災害による被災者の債務整理ガイドライン」等は、私的ガイドラインとはいえ、金融庁も関与して作成されたオール金融業界の取り組みであり、多くの人に知っていただきたいと考えている。

(濱田委員)

東京都の感染者数は年末に1300人を越えており、今後も同レベルかそれ以上の感染者数の発生が予想される。この結果、医療崩壊も起こりうる状況と考える。これに対処するため、東京都からの追加措置案が審議会に提示された。本案については大筋で異議はない。ただし、以下の点についてご検討をお願いしたい。

飲食店の時短営業：今回の追加措置のうち、飲食店に午後8時までの時短営業を要請する件は、東京都以外の首都圏3県とも時間などで事前調整が必要と考える。東京都だけこの時間を要請すると、他県に人が流れ、感染を拡大する可能性がある。

国の緊急事態宣言への円滑な移行：国の緊急事態宣言が今週末には発出される予定であり、今回の都の追加措置が、国の宣言に基づく措置へ円滑に移行できるようにご対応いただきたい。

大学・都県立学校等への対策：受験シーズンになるため、この点に配慮した対策も記載することが望ましい。